



請願第7号

平成30年8月29日

二本松市議会議長 本多勝実様



一般社団法人 福島県タクシー協会
会長 高橋良和



二本松地区ハイヤータクシー経営者協議会
会長 安斎文彦
傘下タクシー会社



昭和タクシー株式会社
代表取締役 安斎文彦



丸や交通有限会社
代表取締役 佐藤百理夫



紹介議員 野地久夫



ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の
適正化・活性化の推進を求める意見書提出に関する請願



【要旨】

政府が進めているライドシェアの導入に反対し、安全・安心な地域公共交通としてのタクシー事業を守る諸施策を推進するよう、日本国政府に対して意見書を提出されますよう
お願いいたします。

【理由】

政府は、平成28年7月、内閣官房IT総合戦略室に、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめました。そして、規制改革推進会議においても、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般ドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆる「ライドシェア」（無資格自家用車有償輸送）の本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる「白タク」行為を合法化するものであり、①普通二種免許や運行管理者の配置も不要とされ、利用客の安全・安心が脅かされること、②地域における既存の路線バス・タクシー事業ならびに貨物輸送を崩壊させること、③需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であること、④特に女性・高齢者の夜間利用が不便になること、⑤事業主体は一切運送に関する責任は問われず当事者（ドライバーと利用客）間での紛争解決となること等、多くの問題点が指摘されています。

また、ライドシェアは、Uber（以下「ウーバー」という。）などの自動車配車アプリを利用しますが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価等のトラブルについて、ドライバーと利用客間の問題とされており、さらにはウーバーに登録するドライバーとウーバー社との雇用関係の有無や地位確認などで集団訴訟を起こす等の問題も惹起しています。

すでに、わが国でも一部の都市において、ウーバーは試験的に導入されていますが、上記のように多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあります。

また、ウーバーは、欧米や中国などを中心に急拡大していますが、一方、サンフランシスコでは地域最大のタクシー事業者であるイエローキャブ社が倒産に追い込まれる事態となっています。もし、ライドシェアが日本全国に進出すれば、国内タクシー事業の産業基盤が奪われるばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥ることは火を見るより明らかです。

特に、タクシーに限っていえば、介護や通院、買い物の足など、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、日常生活を送るためには欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関です。このように国民にとって安全・安心かつ快適・便利な交通機関として社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるきめ細かなタクシー事業の重要性は今後ますます高まることが予想されます。

「世界一」のサービスと安全・安心を誇る日本のタクシー事業の現状を鑑みれば、国内的には、ライドシェアを導入するのではなく、国際的にも良質で安全なタクシーをこれからも守っていくことが肝要であると考えます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、次の事項について、日本国政府に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

- 一、国民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 二、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。

以 上 。

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の
適正化・活性化の推進を求める意見書（案）

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、地域公共交通の一つとして、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地方自治体等の要望による乗り合いタクシーを積極的に推進するなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。また、東日本大震災発生から7年を経過しているが、被災者住民の足として重要な役割を果たしている。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、インターネットを利用した「ライドシェア」と称するいわゆる「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。「ライドシェア」は、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全運行にコストをかけ、市民に安全安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすものである。また、議員立法により平成25年11月に改正されている「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「改正タクシー特措法」という。）の意義を大きく損なうものでもある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、市民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 宛 て
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

二本松市議会議員 本 多 勝 実